

島根県報

第一、三九九号

平成十四年九月三日

(火曜日)

規則

目次

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則	(漁業管理課)	一
島根県中小企業労働者生活安定資金貸付規則を廃止する規則	(労働政策課)	二
告示		
字の区域の変更及び字の区域の廃止	(地方課)	二
土地改良事業計画書の縦覧	(農村整備課)	三
県営土地改良事業の工事の完了	("	四
解除予定保安林	(森林整備課)	四
保安林の指定の解除	("	四
道路の供用開始	(道路整備課)	五
公告		
平成十四年度島根県水産業改良普及員資格試験の合格者	(水産振興課)	五
都市計画の変更案の縦覧	(都市計画課)	五
選管告示		
地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数		六

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第八二号)

一 規則の概要

規定を整備することとした。(第四十四項関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県中小企業労働者生活安定資金貸付規則を廃止する規則(規則第八三号)

一 規則の概要

島根県中小企業労働者生活安定資金貸付規則は、廃止することとした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第八二号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則(昭和四十年島根県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四十四条第一項の表漁業種類の欄中「(承認漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)別表第二第一種いか釣り漁業の項の二)」を「(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)別表第二いか釣り漁業の項の一)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡八雲村土地改良区	恩部地区農道事業 (かんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業) 岩坂地区農道舗装事業 (かんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業)	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	八雲村役場

島根県告示第七百九十四号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
南北地区用排水施設事業(県営水田営農活性化排水対策特別事業)	平成十一年二月十五日
南北地区(第一工区)区画整理事業(県営高生産性大区画は場整備事業)	平成十三年六月二十九日
南北地区(第二工区)区画整理事業(県営高生産性大区画は場整備事業)	平成十三年六月二十九日
南北地区(第三工区)区画整理事業(県営高生産性大区画は場整備事業)	平成十三年六月二十九日

島根県告示第七百九十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
邑智郡大和村大字上野七七九の三から七七九の六まで、七八〇の二、七八〇の三
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第七百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大田市三瓶町多根字天井原一・二二の一・二
- 二 保安林として指定された目的
火災の防備
- 三 解除の理由
国立公園事業用地とするため

島根県告示第七百九十七号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄す

る土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	松江木次線	松江市乃木福富町字半ノ田二六七番二地先から同町字堂免二六五番一地先まで	三七・〇〇メートル	平成十四年十月一日	松江土木建築事務所	
〃	〃	松江市乃木福富町字大水口三〇七番一地先から同町字七日田二七四番三地先まで	二七六・〇〇	平成十四年九月三日	〃	
〃	宍道湖公園線	松江市寺町一九八番一地先から同地番先まで	五二・〇〇	〃	〃	
〃	玉湯吾妻山線	仁多郡仁多町大字三成五四〇番地先から同大字五二四番一地先まで	一一四・六〇	〃	仁多土木事務所	

公 告

平成十四年度島根県水産業改良普及員資格試験の合格者は次のとおりである。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

網田 朋大 細田 昇 上ノ蘭雅子
嶋田 陽一 齊藤憲次郎

生田奈都子 伊藤 行政

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

出雲都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

出雲市今市町、今市町南本町、上塩治町、塩治町、塩治神前五丁目、塩治原町二丁目及び塩治原町二丁目

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び出雲市役所

四 縦覧期間

平成十四年九月三日から平成十四年九月十七日まで

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

毎週火・金曜日発行

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十四年九月三日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
一二、一三六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
一六七、七九八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
六、七一九
五、二九九
四、二五〇
四、〇二〇
四、五七六
八、六〇三
五、八六〇
七、一九九

八束第一選挙区

八束第二選挙区

八束第三選挙区

能義選挙区

仁多選挙区

大原選挙区

飯石選挙区

簸川第一選挙区

簸川第二選挙区 三、九四八
簸川第三選挙区 四、四七三
邇摩選挙区 二、五二三
邑智選挙区 八、〇六〇
那賀選挙区 五、〇九九
鹿足選挙区 五、〇〇九
隠岐選挙区 六、八六〇
松江選挙区 三八、三〇二
浜田選挙区 一二、二九三
出雲選挙区 二二、六二〇
益田・美濃選挙区 一四、五三九
大田選挙区 九、二一五
安来選挙区 八、一七五
江津選挙区 六、七七三
平田選挙区 七、八五八

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
一六七、七九八

平成十四年九月三日印刷
平成十四年九月三日発行

発行者 島根県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）